



Title	手形法上の利得償還請求権
Author(s)	平出, 慶道; HIRAIDE, Yoshimichi
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 19-56
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16338
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(3-4)2_p19-56.pdf



手形法上の利得償還請求権

平 出 慶 道

- 一 利得償還請求権の再構成
- 二 利得償還請求権の成立
- 三 利得償還請求権の行使
- 四 利得償還請求権の譲渡
- 五 利得償還請求権の消滅時効

一 利得償還請求権の再構成

(1) 性質論とその効用

利得償還請求権の性質については、各種の法的構成が考えられるが、償還義務者の利得が法律上の原因を欠くものとはいえず、利得が請求権者の財産または労務より生じたものであることを要せず、請求権者の損失において義務者が利

得したことを要せず、また、利得が現存していることも必要でないから、民法上の不当利得とは要件を異にし、不当利得返還請求権と解することはできない⁽¹⁾。また、手形債務者に債務不履行または不法行為があるわけではないから、損害賠償請求権と解することもできない⁽²⁾。そこでわが国の通説・判例によれば、この権利は、手形法の規定する厳格な遡求権保全手続の懈怠または短期消滅時効によって手形上の権利が消滅した場合に、手形債務者が手形の授受によりその実質関係において得た利益を保持することは衡平に反するという見地から、手形法が手形上の権利を失った者に特に与えた特別の権利であると解されてきた⁽³⁾。

これに対しては、衡平の見地から手形法が特に認めた特別の権利であるというだけではこの権利の法的性質を明確にしないし、具体的問題の解決が恣意に流れる点が少くないと批判して、この権利は、手形上の権利が消滅したときに発生するものであるから、手形上の権利ではないが、実質的には手形上の権利の変形物ないし残存物であると主張して、これを手形上の権利に近づけて解する少数説が有力に主張されるようになった⁽⁵⁾。また、利得償還請求権は一たん消滅した手形上の権利が利得にからしめられて復活したものであるとして、利得償還請求権をその行使・譲渡方法の面で手形上の権利に一層近づけて解しようとする復活説も主張されている⁽⁶⁾。

しかしながら、例えば、共にこの少数説に属しながら、利得償還請求権の行使・譲渡方法については、利得償還請求権発生後の手形は利得償還請求権を表章する有価証券となり、その行使・譲渡には証券を必要とするものと解する説⁽⁷⁾と、これを否定する説⁽⁸⁾に分れており、手形授受の直接の当事者間における原因債権と利得償還請求権の選択的行使についても、これを肯定する説⁽⁹⁾と、利得が存在しないものと解して否定する説⁽¹⁰⁾に分かれていた。また、利得を得た手形債務者に対する手形上の権利が手続の欠缺または時効によって消滅すれば、他の手形債務者に対する手形上の権利および原因関係上の既存債権が存在していても、消滅した手形上の権利に代わるものとして利得償還請求権の成立を認める説

は、少数説に属する者によって採用されるにとどまらず、利得償還請求権をもって衡平の見地から手形法が特に認めた特別の権利と解する者によつても採用されている。⁽¹¹⁾

このように、抽象的に利得償還請求権をもって手形上の権利が変形したものであるというのみでは、個々の問題を解決するに当たつて、なるべく手形上の権利に近づけて考えるという一応の指針にはなりえても、いかなる権利に変形されているのかを明らかにしなければ、結局、具体的な解決には役立たない。従つて、手形債務を免かれた者はいかなる場合にいかなる利得を得たものと解すべきか。手形上の権利を失つた者は、いかなる場合にいかなる内容の利得償還請求権を取得し、いかなる方法によつてこれを行使・譲渡しうるかについて、具体的に検討を加えて、どのような点では、この権利を手形上の権利とどのように同じに、または異なつて、取り扱うのが利益衡量上妥当であるかを考察し、さらに、手形関係者間における衡平にかなつた解決をはかるためにこの権利を認めた手形法の趣旨にてらして、個別的な問題について妥当と思われる解決が全体として果して妥当であるか、また、そこで示される理論に一貫性・整合性があるかを検討しながら、この権利の法的性質を再構成しなければならない。⁽¹²⁾

(2) 他の権利の存在と利得償還請求権の成否

利得償還請求権の発生には、手形上の権利が手続の欠缺または時効によつて消滅したことを要するが、多数説は、利得償還の請求をしようとする相手方に対する手形上の権利が消滅したことをもつて足り、他の手形債務者に対する手形上の権利および原因関係上の既存債権までも消滅することを要するものではないと解している。⁽¹³⁾ これに対して、すべての手形債務者に対する手形上の権利が消滅したことを要するが、⁽¹⁴⁾ 他の手形債務者に対する手形上の権利が残存していても、その手形債務者が無資力な場合には利得償還請求権の成立を認める説、⁽¹⁵⁾ および他の債務者が無資力な場合を除いては、すべての手形上の権利が消滅したのみならず、原因関係上の既存債権のごとき他の救済方法もすべて存しないこと

を要し、かかる場合における最後の救済手段として利得償還請求権を認める説⁽¹⁶⁾もある。

判例⁽¹⁷⁾はこの最後の立場をとるものと一般に解されているが、振出人に対する利得償還請求権を有しうることを前提として、被裏書人の裏書人（受取人）に対する既存債権の行使を認める判例⁽¹⁸⁾もある。一般論として民法上の救済方法が存しないことを要するものとするこれらの判例の事案は、いずれも、既存債権の当事者が利得償還請求の当事者であるから、既存債務が消滅しない場合には利得は存しないものと解すれば、利得償還請求権が否定されたのは、権利者側に他の救済方法があるためではなく、義務者側に利得がないことによるものとも解しうる。従って、既存債務が消滅しない場合に、利得の存在を認めうるか否かが検討されなければならない。この場合に利得の存在を認めるとしても、利得償還請求権の内容が既存債権と同一であり、利得償還請求の当事者が既存債権の当事者と同一であり、権利の行使・譲渡方法が両者共に同一であるならば、同一の当事者間に既存債権に加えて利得償還請求権を特に認める必要はないことになる⁽¹⁹⁾。

利得償還請求権をもって実質的には手形上の権利の変形と解し、前者をなるべく後者に近づけて取り扱うべきものとすれば、それぞれの手形債務は独立したものであるから、ある債務者に対する手形債権が消滅した場合に、その債務者が実質的に利得をえていれば、他の債務者に対して手形債権を行使しうるか否か、また原因関係上の既存債権を行使しうるか否かとは無関係に、その利得の償還を請求しうるものと解すべきことにならう⁽²⁰⁾。

しかしながら、手形上の権利の変形という考え方を強調しなくても、衡平の見地から同じ結論に達しうる。例えば、BがCに対する売買代金債務の支払のために、支払人をAとする為替手形を受取人Cに振出し、CがこれをDに裏書して割引を受けた場合に、DがCに原因関係上の権利を行使するためにはCに健全な手形を返還しなければならぬから、支払を拒絶した引受人Aに対する手形債権が存続していても、遡求権が消滅すれば、特約がなければDはCに手形

の買戻を請求しえず、Aが無資力ならばDは手形債権によっては救済されない。CはDから受領した手形割引金を確定的に保持しうるから、これによりBのCに対する売買代金債務は消滅し、Bは、結局、Cに対価を支払うことを要せずに売買目的物を取得しうることになる。しかも、A・B間における資金関係としては、Aが手形金を支払ったときにBがその支払資金をAに補償する旨の契約が存するときは、BはCから取得した売買目的物について利得することになる。このようにBがその得た利得を保持しうることになれば、その結論は明かに衡平に反すると言えよう。

Aが無資力でないときも、DはBに利得償還請求権を行使しうるとすれば、DがAに手形債権を行使し、AがBに資金関係上の求償権を行使するという二重の権利行使は不要となる。Dは健全な手形を返還しなくてもCに手形の買戻を請求しうる特約があれば、Dの請求に応じたCはBに売買代金債権を行使しうることになるが、このようにBの原因関係上の既存債務が存続するときもBに利得が存するものと解しうるならば、この場合にもDのBに対する利得償還請求権の行使を認めれば、DがCに原因債権を行使し、CがBに原因債権を行使するという二重の権利行使は不要となる。さらに、C・D間に買戻についての特約がなくても、DのBに対する遡求権は時効により消滅したがCに対する遡求権の時効は中断されている場合には、Dの遡求に応じたCは、Aに対する手形上の主たる権利を行使しうるのみならず、Bに対する手形上の再遡求権をも行使しうるから、Dは、Aに手形債権を行使しうるのみならず、Cに手形債権を行使することも可能である。また、DのCに対する遡求権は時効により消滅したがBに対する遡求権の時効は中断されている場合には、Aに対する手形上の主たる権利とBに対する遡求権とを表章している手形を返還してCに原因債権を行使することも可能である。しかしこれらの場合にも、Bに利得が存するものと解しうるならば、DのBに対する利得償還請求権の行使を認めれば、二重の権利行使は不要となる。

利得償還請求権を行使しうる場合であっても、他の手形債権または原因債権を行使しうることは当然のことである。

しかし、Dが他の権利を行使しうる場合であっても、Bに対する利得償還請求権を行使すれば、手形当事者全員にとって手形関係およびその実質関係のすべてを解決することが可能となり、かかる結果は関係者全員にとって便宜かつ合理的なものであり、衡平にかなうものと言えよう。利得償還請求権をもって衡平の見地から手形法が特に与えた特別の権利であると解しても、そのことから、他の救済方法がない場合の最終的救済措置として、この権利が与えられたにとどまるものと解すべき理由はな⁽²¹⁾い。かえって、積極的にこのような機能を営みうるものとして、この権利が手形法により与えられたものと解すべきであらう。

(3) 既存債務の存在と利得の存否

利得償還請求権が発生するためには手形債務を免がれた者に利得が存しななければならないが、ここにいう利得とは、通説・判例によれば、手形債務を免れることではなく、手形授受の基礎たる実質関係において得た利得のことであり、積極的な財産の増加にとどまらず、消極的に財産の減少を免れたことを含むものと解されている。⁽²²⁾ Aが対価を取得してBに約束手形を振出し、Bが対価を取得してCにこれを裏書した場合には、Aの取得した対価はここにいう利得となりうるが、BはCから対価を取得してもAに対価を供しているから利得がなく、その差額を取得しても、取引にともなう正当な利益であれば、ここにいう利得には当たらない。⁽²³⁾ この場合に手形を振出した原因関係上の既存債務が存在してもAに利得が存しうると解する説も主張されているが、⁽²⁴⁾ 通説・判例は、既存債務が存在するときは利得が存しないものと解している。⁽²⁵⁾

通説のように考えれば、例えば、① BはCに対する売買代金債務の支払のためにAを支払人とする為替手形をCに振出し、AはBから支払資金の供与を受けてこれの引受をなし、CはこれをDに裏書して割引を受けた場合に、手形上の権利がすべて時効によって消滅すれば、AはBに対して支払資金の返還債務を負担するからAには利得がなく、Cに

健全な手形を返還しえないDはCに原因債権を行使しえないために、CがDから得た対価を確定的に保持しうることに
より、Cに対する売買代金債務を免れたBは、Cから取得した売買目的物について利得を有し、従ってDはBに利得償
還請求権を行使し、BはAに支払資金の返還を請求することになる。② BはAに対する既存の貸金債権を資金関係と
してAを支払人とする為替手形を振出し、Aは借金債務の支払に代えてこれの引受をなした場合に、手形上の権利がす
べて時効によって消滅すれば、BはCから売買目的物を取得しながら代金債務を免れるが、Aに対する貸金債権を失っ
ているから利得はなく、借金債務を免れたAに利得が生ずることになる。しかし、③ Aが借金債務の支払のために引
受をなした場合には、Aの既存債務は存続するからAには利得がなく、²⁶⁾Dは利得を有するBに利得償還請求権を行使
し、BはAに既存債権を行使することになる。また、右の事例で、④ 引受人Aに対する手形債権は存続しているがD
の有するBおよびCに対する遡求権は時効によって消滅した場合に、Dは健全な手形を返還しなくてもCに手形の買戻
を請求しうる特約が存するとき、または、⑤ DのBに対する遡求権のみが時効により消滅し、Cに対する遡求権の時
効は中断されている場合には、DはCに既存債権または遡求権を行使しうるから、BのCに対する既存債務は消滅せ
ず、Bには利得がないから、Bに対する遡求権を失ったDはBに利得償還請求権を行使しえないことになる。

しかしながら、①および③の場合に、引受人Aが振出人Bに対して、資金関係において、支払資金の返還債務または
借金債務を負担するのは、AがBから現実に対価を得ているからであり、Aは手形金を支払わない限りBに資金関係上
の債務を支払わなければならない。積極・消極両財産の計算上はともかく、その支払によりAの財産が現実には減少すべ
きところを、まだこれを支払っていないことにより現実には減少していないのであるから、Aが既存債務を履行するま
ではAに利得が存するものと解することも、衡平の見地からは考慮に値する。²⁷⁾特に手形は、資金関係および原因関係に
おける多数の債務を一挙に消滅せしめるために流通におかれるから、手形の授受に際して意図されたように、手形を利

用することによってなるべく多くの法律関係が清算されることが望ましいと言えよう。Aに利得が存するとすれば、DがAに利得の償還を請求することが認められ、Aがこれに応じればAの既存債務は消滅し、その限度でCおよびBの既存債務も消滅することになる。Aの利得は論理的には計算上Aの既存債務の消滅を前提とするが、逆に、Aに利得が存するものとしてDのAに対する利得償還請求権を肯定し、Aがこれを履行することにより、Aの既存債務を消滅せしめることを認めてもよいのではなからうか。

通説のようにAの既存債務が存在するときはBに利得が存するものと解すれば、Dの手形債権がすべて消滅した後にAが無資力になった場合には、DはBに利得償還請求権を行使しうることにより、Aの資力の悪化による危険は、Bがこれを負担することになる。しかし、Aの既存債務が存在するときもAに利得が存し、AがBに既存債務を履行しない限り、DはAに利得償還請求権を行使すべきものと解すれば、Aの資力の悪化による危険は、Dがこれを負担することになる。かかる場合には、手形債権の行使を懈怠したDが危険を負担するのが妥当であろう。

④および⑤のように、引受人Aの手形債務が存続しているから、Aに対する利得償還請求の問題は生ずる余地がない場合には、手形債務を免れたBおよびC(④の場合)またはB(⑤の場合)について利得の存否を判断すべきことになる。Cは、原因関係において、Dから対価を取得しているがBに対価を供与しているから、利得を有しない。Bは、原因関係においてCから対価を取得しているが、資金関係においてAに支払資金を供与しており、またはAに金銭を貸付けることによって成立した貸金債権を資金関係としており、Aの手形債務が消滅しなければBはAに支払資金の返還または貸金債権の弁済を請求しえないから、Bは利得を有しないようにも見える。しかし引受人Aに対する手形上の主たる権利が存在するにもかかわらず、手形債務を免れた者に対する利得償還請求権の成否を問題とするのは、Aの無資力等により、DはAに対する手形債権によっては容易に充分な救済を受けえないからであり、手形法は、利得償還請求権

の発生要件として手形上の権利がすべて消滅することを規定しておらず、手形上の権利の一部が存続しているときも利得の償還請求を認めている。さらに、Aが無資力なときはBのAに対する既存債権は経済的に無価値であり、BはAの手形債務が消滅しない限りAにかかる既存債権を行使しなくても、Cから取得した対価を確保しうるならば、Bに利得があるものとして、⁽²⁸⁾Aの無資力による危険は、かかる手形を流通においた者が負担すべきであるとも考えられる。

Bが無資力なAに対する貸倒債権を資金関係としてCに対する売買代金債務支払のために為替手形を振出したような場合には、Cから取得した売買目的物を確保しうるならば、Bに利得があるものと解しうる。しかしながら、資金関係に基づいて資力を有するAを支払人とする手形を振出した後にAが無資力になったような場合には、Bが手形上に負担すべき担保責任は遡求義務にとどまるから、これが消滅したときにAが無資力であれば当然にBには利得があるものとして、遡求義務消滅後におけるAの無資力化についてまでBにその危険を負担せしめるべきではない。このような場合には、Aが無資力であるか否かによってBの利得の有無を判断すべきではなく、Bから対価を得て資金関係上の既存債務を負担したAがまだこれを履行していなければ、Aには既存債務があっても、Aに利得が存するものと解すべきであろう。このように解することは、手形当事者全員にとって利益衡量上妥当な解決を与えるものであり、衡平にもかなうものと言えよう。⁽²⁹⁾

(4) 利得償還請求権の存在と所在

利得償還請求権者が償還義務者に対して履行を請求しうる義務の内容は、償還義務者の得た利得額についての金銭の支払であり、その利得は、手形授受の実質関係において取得した対価である。例えば、売買代金支払のために売買契約上の代金額と同額の手形を振出した場合に、振出人は必ずしも手形金額について利得を有するとは限らず、原因関係において売買目的物に瑕疵があるため買主が代金の減額や損害賠償を請求しうる場合には、振出人の有する利得も手形金

額よりそれだけ減少している。手形外で支払がなされ、または売主によって免除がなされれば、買主の代金債務はそれだけ減少し、従って振出人の利得はそれだけ減少している。受取人から裏書を受けた手形債権者に対して、振出人は、その手形債権者に対して直接有する反対債権をもって、手形債務の履行請求に対し相殺の抗弁をもって対抗しうるが、受取人との間における原因関係上の抗弁をもって対抗することはできない。しかし、振出人が償還すべき利得は受取人との間における原因関係によって定まるから、振出人は、利得償還義務者としては、手形債権を失った利得償還請求権者に対して直接有する反対債権をもって、利得償還請求に対し相殺の抗弁をもって対抗しうるほか、手形金額と同額の利得償還請求に対して、受取人との間における原因関係上の抗弁事由をもって、償還すべき利得額を争うことができる。

このように、利得償還請求権は手形債務を免れた利得者の実質関係によってその内容が定まる具体的有因的な権利であって、消滅した手形債権が手形上の記載文言のみによってその内容が判断される抽象的無因的な権利であると較べて、権利の内容は著しく性質を異にする。しかし、いかなる場合にいかなる内容の権利が認められるかという権利の存在の面において両者の性質が異なることから、いかなる方法で権利が行使・譲渡されるかという権利の所在の面においても、両者の性質は当然に異なるものと解することはできない。

無因的な権利は必然的に有価証券とされ、権利の譲渡・行使には証券が必要であるが、最も有因的な権利である株式も、その流通をはかるために有価証券とされている。利益をもってする株式の強制有償消却の場合に、株券の提出期間の満了のときにその株券の表章する株式は消滅するが、その期間満了までに提出されなかった株券は、その後は消却対価の支払請求権を表章する有価証券となるように、有価証券上の権利が消滅しても、その証券が従来とは異なる権利を表章する有価証券となりうることは、法の規定が存しない場合にも認められている。

株式併合の場合には、債権者保護手続が終了していれば、株券の提出期間満了により未提出の旧株券は株式を表章する株券としての効力を失うが、併合後の株式には併合前の株式と同様の流通性が認められるから、明文の規定がないにもかかわらず、失効した旧株券は併合後の株式を表章する新株券の交付請求権を表章する有価証券になるものと多数説は解している。しかし、定款変更により株式の譲渡を制限する場合には、株券の提出期間の満了により未提出の株券は無効となるが、この場合には定款変更前の株式と異なり定款変更後の株式は譲渡が制限されるから、株式の譲渡制限を知らない譲受人を保護するために、失効した旧株券は譲渡が制限される株式を表章する新株券の交付請求権を表章しないものと多数説は解している。

それぞれの結論の当否については議論の余地があるとしても、これらの問題が示すように、有価証券上の既存の権利が消滅して新しい権利が発生する場合、または既存の権利に変更が加えられる場合に、新しい権利が古い証券に表章されるか否か、また表章されるとしても、権利の行使・譲渡の面において証券のもつ作用が従来と同一であるか否かは、新しい権利について、どこまでその流通性を認める必要があるか、また、古い権利が有価証券に表章されていたこととの関連で、その行使に関して、従ってその譲渡に関して、どのような問題があったかを具体的に検討することによって、解決されなければならない。

- (1) 松本・日本手形法九四頁、田中(耕)・手形法小切手法概論一九五頁、小町谷・商法講義卷四手形・小切手五五頁、田中(誠)・手形・小切手法詳論上巻二七〇頁、山尾・新手法論六四頁、伊沢「手形法上の利得償還請求権」法律時報一四卷一号五〇頁、鈴木・手形法・小切手法三一二頁(八)、大隅・改訂手形法小切手法講義六二頁、大隅Ⅱ河本・注釈手形法・小切手法四〇八頁、石井Ⅱ鴻・手形法・小切手法一四四頁、浜田「利得償還」手形法・小切手法講座五一三〇頁、河本「利得償還請求権」総合判例研究叢書商法④二一七頁、大判明治四五・四・一七民録一八輯三九七頁。これらの著書・論文は、以下では、著者名のみで引用する。

- (2) 松本九四頁、田中(耕)一九四頁、小町谷五五頁、田中(誠)二七〇頁、伊沢二三三頁、大隅六二頁、石井鴻一四四頁、浜田一三〇頁。
- (3) 松本九四—九五頁、竹田・手形法・小切手法五五頁、田中(耕)一九三頁・一九五頁、小町谷五五頁、山尾六五頁・九六頁、伊沢五〇頁、大隅六二頁、大隅河本四〇八頁、納富「手形の利得償還請求権」法学論叢三五卷五号一一二九頁(この論文は、以下では、著者名のみで引用する)、大判昭和三・一・九民集七卷一號一頁、同昭和一三・五・一〇民集一七卷一號八九一頁、最三小判昭和三四・六・九民集一三卷六号六六四頁。
- (4) 鈴木三一頁(五)。
- (5) 鈴木三〇九—三一〇頁、田中(誠)二七一頁、石井鴻一四四頁、浜田一三一頁、最二小判昭和四二・三・三一民集二一巻二號四八三頁。
- (6) 服部「利得償還請求権と手形証券」鈴木先生古稀記念現代商法学の課題中七五一頁(この論文は、以下では、著者名のみで引用する)。
- (7) 田中(誠)二七九頁、浜田一五七頁・一六一頁。
- (8) 鈴木三一頁、石井鴻一四六頁。
- (9) 鈴木三一二頁(七)(九)。但し、鈴木「小切手の預入と預金の成立」商法演習Ⅱ(旧版)一八七頁は、改説して、否定説を採っている。
- (10) 石井鴻一四三頁、田中(誠)二七七頁、浜田一四三頁。
- (11) 松本九七頁、田中(耕)一九八頁。
- (12) 平出「手形法上の利得償還請求権の性質」法学教室(第二期)八巻一四二頁。
- (13) 松本九七頁、田中(耕)一九八頁、田中(誠)二七六頁、鈴木三一〇頁、石井鴻一四二頁、浜田一四二頁・一四八頁、河本二三三頁、豊崎・手形小切手判例百選(新版・増補)一二七頁、鴻「手形法上の利得償還請求権」商法研究ノートⅡ一六八頁、蓮井・民商法雑誌四七巻一號一一九—一二〇頁、佐藤「利得償還請求権の性質」手形小切手判例百選一〇一頁(この四論文は、以下では、著者名のみで引用する)。
- (14) 竹田五六頁。

- (15) 大隅六三頁、納富一一四八―一一四九頁。
- (16) 岡野・日本手形法二一三頁・一三三頁、大橋・手形法三四三―三四四頁(この二著書は、以下では、著者名のみで引用する)、小町谷五七―五八頁、山尾五八―五九頁・六一―六二頁、伊沢五〇頁。
- (17) 大判昭和三・一・九民集七卷一頁、同昭和一〇・三・一八新聞三八二七号一五頁、同昭和一三・五・一〇民集一七卷一―号八九一頁、同昭和一五・二・二評論二九卷民訴一二六頁、同昭和一六・六・二〇民集二〇卷一四号九〇〇頁。
- (18) 大判昭和六・一・二・一民集一〇卷一―二号一―一四九頁。
- (19) 鈴木三二―三三頁(七)。(九)。
- (20) 鈴木三一〇頁、田中(誠)二七六頁、石井Ⅱ鴻一四二頁、浜田一四二頁、佐藤一〇一頁。
- (21) 平出「手形法上の利得償還請求権の性質」前掲一四二―一四三頁。
- (22) 松本九七―九九頁、竹田五七頁、田中(耕)一九八頁、田中(誠)二七七―二七八頁、伊沢五一頁、鈴木三一―一頁、大隅六四頁、石井Ⅱ鴻一四二―一四三頁、浜田一四三頁、鴻一四頁、大判大正五・一〇・四民集二二輯一八四八頁、同大正六・七・五民集二二輯一八二頁、同大正八・二・二六民集二五輯三八一頁、同昭和二・三・三新聞二六六九号一三頁。
- (23) 田中(耕)一九七頁、田中(誠)二七七頁、伊沢・手形法・小切手法二四三頁、鈴木三一―一頁、石井Ⅱ鴻一四三頁、浜田一四五頁、鴻一七三頁、東京地判昭和三三・一・一三下級民集九卷一―号九頁。
- (24) 鈴木三一―二頁(九)、高窪「原因債権の時効消滅と利得償還請求権」判例評論八七号三頁(この論文は、以下では、著者名のみで引用する)。
- (25) 竹田五六頁、田中(誠)二七七頁、伊沢五一頁、鈴木「小切手の預入と預金の成立」一八七頁、大隅六三頁、石井Ⅱ鴻一四三頁、浜田一四三頁、蓮井一二一頁、河本二三―一二三二頁、大判大正九・一・二九民集二六輯九四頁、最二小判昭和三六・一二・二二民集一五卷一二号三〇六六頁。
- (26) AがBから支払資金の供与を受けた場合と異なり、この場合には、BがCから得た対価を確保しうるに至るとともにAのBに対する資金関係上の既存債務は消滅すると解すれば、支払に代えて引受がなされた場合と同様に、Aが利得を有することとなる。浜田一四四頁、河本二四三―二四四頁。

(27) 民法上の不当利得について、通説は、単に債務を履行しないというだけでは利得は存しないものと解しているが(我妻・債権各論下巻一・九五〇頁、松坂・事務管理・不当利得(新版)六六頁、田中(整)・注釈民法(8)四四四頁)、債務不履行をすることにより履行すべき給付を不当に占有していることを、広い意味では不当利得と解する説もある(山中「不当利得法のありかた」愛知大学法経論集四一号四七頁)。

(28) 浜田一四四頁、河本二四三頁。

(29) 平出「手形法上の利得償還請求権の法的性質」前掲一四三頁。

二 利得償還請求権の成立

(1) 利得償還請求の当事者

手形法は、手続の欠缺または時効によって手形上の権利が消滅した時における手形の所持人は利得償還請求権を取得しうる旨を規定する(手形法八五条)。ここにいう所持人とは、当然に正当な所持人を意味するが、正当な所持人であれば、最後の被裏書人であると遡求義務を履行して手形を受戻した裏書人であるとを問わないこと(30)に異論はない。実質的権利を有する正当所持人であっても、裏書の連続が欠けるために形式的資格を有しない場合には、利得償還請求権を取得しえないとする見解もかつては存した(31)。しかし、実質的権利を推定せしめる形式的資格を有しなければ、実質的権利の証明に困難がともなうことはあっても、実質的権利を証明しうる限り、手形の正当な所持人として利得償還請求権者たりうることは、現在では通説・判例の認めるところである(32)。

手形上の権利の消滅当時実質的権利者が形式的資格を有しないとどまらず、手形の所持を失っている場合について、手形法の規定(八五条)の文言が所持人に利得償還請求権を認める点を強調すれば、手形の所持を失えば利得償還

請求権を取得しえないことになる。しかし、字句の解釈としては、ここにいる所持人とは、手形を現実に所持している者に限らず、実質的権利者の意味に解することも可能である。⁽³³⁾ 利得償還請求権者たりうる者は、手形上の権利の消滅當時手形上の権利を有する者のうち、これを行使しえた者に限られるものと解すべき理由はなく、利得償還請求権の取得要件と行使要件とは区別して考察することが必要である。手形上の権利についても、為替手形を盗まれてその現実の所持を失っている実質的権利者は、手形の単なる占有者の呈示に応じて引受がなされれば、これにより手形上の既存の権利に加えて引受人に対する権利をも取得し、手形の所持を回復することによってこの権利を取得するものではないから、利得償還請求権の取得について手形の所持を強調することは合理的でない。さらに、実際上も、手形を喪失した場合に拒絶証書作成期間の経過前に手形の所持を回復し、または除権判決を受けることは困難な場合が多いから、手形の所持を利得償還請求権取得の要件と解すれば、遡求義務を免れた利得者は利得償還義務をも免れることになり、かかる結果は利得償還請求制度の基礎にある衡平に著しく反することになる。従って、通説・判例のように、手形上の権利の消滅当時実質的権利を有した者は、手形の所持を失っている場合にも、第三者の善意取得により結局実質的権利を失っていないければ、利得償還請求権者たりうるものと解すべきである。⁽³⁵⁾

実質的権利を有する者が手形の所持を失った場合には、その原因を問わないから、盗難、遺失、滅失等のほか、手形を任意に交付した場合であっても、利得償還請求権者たりうる者は、実質的権利を有する者であって、現に手形を所持する無権利者ではない。手形の流通における前者に対する関係では、手形債権移転行為をその原因関係に即して有因的に構成する立場からは、手形債権の消滅当時、手形を裏書により譲渡する原因関係が消滅していれば、手形が返還されていなくても手形債権は裏書人に復帰しており、隠れた取立委任裏書のように手形債権を移転する原因関係が当初から存しない場合には、手形債権は被裏書人に移転していない。従って、かかる場合には、利得償還請求権者たりうる者

説は、手形を所持しない裏書人であり、被裏書人は裏書人のために利得償還請求権を行使する権限を有しうるとして、

利得償還請求権者ではない。

論

利得償還義務者たるべき者は、為替手形の振出人、引受人および裏書人、または約束手形の振出人および裏書人（手形法八五条）（小切手の場合には振出人、裏書人および支払保証をした支払人（小切手法七二条））のうち、手形債務を免れた利得者である。これらの手形債務者以外に、参加引受人および保証人に利得が生ずる可能性もあり、衡平の見地からはかかる手形債務者も利得償還義務者たるべきものと考えられる。しかし、利得償還の制度は、衡平の見地から立法政策的に手形法の規定によって特に設けられたものであるから、手形法が振出人、引受人および裏書人に限っている以上は、衡平のみを理由として利得償還義務者を参加引受人および保証人にまで拡大することはできない。⁽³⁷⁾

なお、手形債務を免れた振出人・引受人・裏書人のうち利得を有する者が数人おれば、かかる利得者はいずれも利得償還義務者たりうるもので、必ずしも一人に限られるものではない。

(2) 利得償還請求権の発生要件

手形法八五条は、手形上の権利が手続の欠缺または時効により消滅したときに利得償還請求権が発生するものと規定しているから、手形上の権利が有効に成立していたことを前提としている。従って、手形要件欠缺のため、または有害的記載事項が記載されているため、手形として無効であれば利得償還請求権の発生は問題とならない。白地手形が未補充のため遡求権を保全しえず、または未補充のまま消滅時効が完成した場合についても、多数説は、手形上の権利が成立していないから利得償還請求権は発生しえないものと解しているが、⁽³⁸⁾ 衡平の見地から、満期から三年後に補充をして、手形上の権利は既に時効にかかっているが、その代りに利得償還請求権を取得しうるとする少数説も有力に主張されている。⁽³⁹⁾

白地手形はまだ手形ではないから手形法の規定が当然に適用されるものではないが、善意取得の規定が白地手形にも類推適用されるように、手形法の解釈・適用に当って、白地手形についても利得償還請求権の成立を認めることは必ずしも不当なことではない。かえって、白地手形の所持人が補充権を行使しなかったとしても、これにより白地手形を流通においた者がその実質関係において得た利得を保持しうることになるのは衡平に反する。いわゆる手形厳正による手形債務者の不利益に対応して課される手形債権者の不利益を、衡平の見地から利得の限度で緩和する利得償還請求の制度は、手形法の規定する厳格な手形要件を充たしていなかった場合にも適用あるものと解する方が、この制度の趣旨に合うものと言うべきであろう。それにとどまらず、白地手形の所持人がその裏書人に原因債権を行使し、原因債務を履行した裏書人はさらにその裏書人に原因債権を行使するように、実質関係上の既存債権の行使を積み重ねて解決するよりは、白地手形の所持人が直接利得者に対して利得償還請求権を行使しうるものとすれば、これにより、白地手形の当事者全員にとって白地手形上の関係および白地手形授受の背後にある実質関係をすべて解決することが可能となり、かかる結果は関係者全員にとって合理的なものである。従って、白地手形の所持人も、手形法八五条の類推適用により、利得償還請求権を有しうるものと解すべきである。

白地手形上の権利を含めて、手形上の権利が手統の欠缺または時効によって消滅した場合に、振出人、引受人または裏書人に利得が存するときは、利得を得たこれらの手形債務者に対する利得償還請求権が発生する。

A が代金支払の方法として売主Bに約束手形を振出した場合に、手形上の権利が時効により消滅したときは、A・B間の特約によりAが原因関係上の代金債務の支払に代えて手形を振出し、これによりAの原因債務が消滅した場合のみならず、原因債務が存続していても、前述のように、⁽⁴⁰⁾Aに対する利得償還請求権の行使により原因債務が消滅することになる場合には、AはBから取得した対価につき利得を得ているものと解しうる。しかし、手形上の権利がBの手許で

時効により消滅した場合には、BはAに対して原因債権を行使しうるものであり、もしBが利得償還請求権を有しうるものと解しても、その内容は後述のようにBのAに対する原因債権と変らない。従って、権利の行使・譲渡の方法が両者共に同一であるならば、手形当事者間における衡平な解決のために同一当事者間に原因債権と同一内容の利得償還請求権を認める必要はなく、手形授受の直接当事者間においては利得償還請求権は発生しないものと解されることになる。しかしながら、利得償還請求権は、後述のように、原因債権と異なり、手形債権と同様に、その行使・譲渡に証券の呈示・交付を要するものであるから、直接当事者間においても利得償還請求権の成立を認めるべきであろう。

受取人Bがさらに借金債務の支払のためにこの手形をCに裏書したような場合には、裏書人Bは手形授受の原因関係においてCから対価を取得しているがAに対価を供しているから利得はなく、振出人Aにのみ利得が存することになる。裏書人Bに対する遡求権が手続の欠缺または時効によって消滅しても振出人Aに対する手形債権が存続していれば、B・C間に既存債務の支払に代えて裏書する旨の特約がなければ、Cは、Aに対する手形債権の存続する手形をBに返還するのと引換に、Bに対して既存債務の履行を請求しうる。しかし、Bに対する遡求権のみならずAに対する手形上の主たる権利も時効により消滅したときは、CはAに対する利得償還請求権を取得する。Cは、Bに健全な手形を返還しえないから、B・C間に特約がなければBに対して既存債務の履行を請求しえず、そのためBはCから取得した対価を確定的に保持しうることになり、これによりAのBに対する原因関係上の既存債務も消滅する。

この場合に、Cは、Bに健全な手形を返還しえないが、Aに対する利得償還請求権をBに譲渡することにより、その範囲内でBに対して原因債権を行使しうる⁽⁴⁾と考えるもある。後述のように、CがAに対して取得する利得償還請求権は、BがAに対して行使しうる原因関係上の債権と同一であり、しかも手形債権と同様に証券に表章されている。しかし、利得償還請求権は、手形債権と異なり、有因的権利であって手形訴訟が認められず、さらに、BはA

に対する手形債権消滅後におけるAの無資力化の危険を負担すべきものではないから、CはBに健全な手形を返還しえない以上、Aに対する利得償還請求権と引換にBに既存債務の履行を当然に請求しうるものではない。もし、Aが支払を拒絶したときは、CはBに対して健全な手形を返還しなくても既存債務の履行を請求しうる旨の特約がB・C間に存するならば、CはBに既存債務の履行を請求し、BはさらにAに対して既存債務の履行を請求することも可能である。

このような場合にはAの既存債務は存続するが、CはAに対する利得償還請求権を取得し、その行使によりB・C間の既存債務もA・B間の既存債務もすべて消滅することになる。

受取人Bから手形の裏書を受けたCがさらにDに裏書して手形の割引を受けたような場合に、Aに対する手形上の権利が消滅したときは、DはAに対する利得償還請求権を取得する。DはCに健全な手形を返還しえないから、特約がなければ、Cに対して手形の買戻を請求しえず、CはDから得た対価を確定的に保持しうるから、BのCに対する既存債務は消滅し、同様にAのBに対する既存債務も消滅する。もし、BがAに新たに対価を供することなく、無資力なAに対する既存の貸倒債権に基づいてAに約束手形を振出させ、Cから対価を得てこれをCに裏書するような場合には、貸倒債権を資金関係としてAを支払人とする為替手形をBがCに振出す場合と同様に、手形授受の原因関係において利得を得る者はAではなくBであると解しうるから、Cの手形を割引いたDは、Bに対する手形債権が消滅したときは、Bに対して利得償還請求権を取得することになる。

Aが手形を受戻さずにBに既存債務を履行した場合や、AがBに融通手形を振出したような場合には、Aには利得がなく、Bに利得があるから、Aに対する手形債権が存続していても、Bに対する遡求権が消滅すれば、DはBに対する利得償還請求権を取得する。DのBに対する遡求権のみが時効で消滅し、Cに対する遡求権の時効が中断されていれば、CはDから手形を受戻すことによりBに対する再遡求権とAに対する手形債権を共に行使しうるから、DはCに手

説
形を返還して原因債権を行使することも、Aに対する手形上の主たる権利を行使することも、Bに対する利得償還請求権を行使することも、いずれも可能である。DがBに対する利得償還請求権を行使すれば、すべての原因関係が消滅し、手形が抹消されれば手形関係もすべて消滅することになる。

BがCに対する売買代金債務の支払のためにAを支払人とする為替手形をCに振出し、AはBから支払資金の供与を受けてこれの引受をなし、またはAはBに対する借金債務の支払のためにこれの引受をなし、CはこれをDに裏書して割引を受けたような場合には、AのBに対する資金関係上の債務が存続してもAは利得を有し、Aに対する手形上の権利が消滅すれば、DはAに対する利得償還請求権を取得する。A・B間の資金関係としては、Aが手形金を支払ったときにBがその支払資金をAに補償する旨の契約が存し、これにもとづいてAが引受をなしたような場合には、Bに利得が存し、Bに対する遡求権が消滅すれば、引受人Aに対する手形上の主たる権利とCに対する遡求権が存続していても、DはBに対して利得償還請求権を取得する。

(3) 利得償還請求権の内容

Aが購入財産の代金支払方法としてBに約束手形を振出し、Bはこの手形を借金債務支払のためにCに裏書し、Cから裏書を受けてこの手形を割引いたDが、Aに対する手形債権を時効によって失った場合に、DがAに償還を請求する利得の額は、必ずしもAが取得した財産の客観的価額と一致するとは限らず、また手形金額と一致するとも限らない。例えば、客観的には一五〇万円と評価される財産を一〇〇万円で購入することとし、一〇〇万円の手形を振出した場合には、通常はAの利得額は一〇〇万円であるが、二〇万円代金の減額を請求するときはAの利得額は八〇万円であり、または、Aが手形外で代金の一部三〇万円を支払ったときはAの利得額は七〇万円である。或は、Aが六〇万円の債務の支払と四〇万円の融通の目的を兼ねて一〇〇万円の手形をBに振出した場合には、Aの利得額は六〇万円とな

る。これらの場合にBが一〇〇万円の借金債務の支払のためにCに裏書すれば、BはAに八〇万円、七〇万円または六〇万円の対価を供してCから一〇〇万円の対価を取得しているから、Bにはそれぞれの場合に応じて二〇万円、三〇万円または四〇万円の利得が存しうることになる。しかし、例えば、BのCに対する一〇〇万円の借金債務のうち、一〇万円については利息制限法違反を理由に無効を主張しうる場合には、Bの利得額は一〇万円減少する。これらの各場合に依りて、手形所持人DはA、BおよびCに対してその利得額について利得の償還を請求しうる。

既存債務の支払のために、もしくは担保のために手形が授受され、既存債務が消滅しない場合にも、または既存債務の支払に代えて手形が授受され、既存債務が消滅した場合にも、もしくは手形の授受によっては既存債務が消滅しなかったが、その後、流通過程の後者が手形授受の対価を確定的に保持しうることになったために前者の既存債務が消滅した場合であっても、結局、右の例のように、BがAに原因関係上行使しうる既存債権の額、または手形を利用しなればBがAに原因関係上行使しえた既存債権の額が、Aの利得額ということになる。⁽⁴²⁾Bについては、基本的にはCがBに原因関係上請求しえた既存債権の額から、BがAに原因関係上請求しえた既存債権の額を控除した額のうち取引にもなう正当な利益を超える額が、Bの利得額ということになる。手形法が衡平の見地から規定した利得償還請求権の基礎は、請求を受ける当該利得償還義務者が手形を授受する基礎となった実質関係に存するものである。⁽⁴³⁾利得償還請求権は、本質的には、手形債務を免れた利得者に対する実質関係上の既存債権と同じ内容のものであるが、実質関係の当事者ではない手形所持人がこれを行使するように、また、もしその利得者が手形の取得にあたって他に対価を供与することにより実質関係上の債権を有する場合には、その債権額によって制限されるように、手形法はこれに修正を加え変形せしめている。

従って、利得償還請求権が手形上の権利の変形したものであることを理由に、利得償還請求に対抗しうる抗弁は、手

形上の権利の行使に対抗しうべかりしものに限られると解する⁽⁴⁴⁾のは妥当でない。手形債務者は、手形債務の履行を請求される場合には、当然に人的抗弁の切断という不利益を受けるが、手形債務を免れた者に対して衡平の見地から特に認められる利得償還請求権の場合には、手形授受の原因関係上履行することを要した既存債務よりも不利益を受けるべき理由はない。右の例でAの既存債務が時効消滅した場合には、それが手形債権の消滅後であれ、手形債権の消滅前であれ、⁽⁴⁵⁾Aが既存債務を免れるのは手形の授受とは無関係な時効の完成という原因によるものであるから、Aには利得がないものと解されている⁽⁴⁷⁾。しかし、Aは既存債務よりも不利益を受けることはなく、手形所持人DがAに対して有しうる利得償還請求権の内容は、基本的にはBのAに対する原因債権と同様であると解すれば、BのAに対する原因債権が時効により消滅した場合にAに利得がないものとして手形所持人のAに対する利得償還請求権が認められないのは当然のことである。このように、Aは、利得償還請求を受けた場合に、Bに対する原因関係上の抗弁をもって対抗しうるが、手形法の規定する利得償還請求権は、BがAに対して有する原因債権を手形所持人Dに承継的に取得せしめるものではないから、Aが手形授受の原因関係とは無関係にBに対して有する債権をもってする相殺の抗弁のように、当該手形授受の原因関係とは無関係に有する人的抗弁をもって、手形所持人の利得償還請求に当然に対抗することは認められない⁽⁴⁸⁾。

このように考えると、手形法の規定する利得償還請求権は、基本的には、衡平の見地から、手形債権が消滅した場合に、その消滅前には行使しえた手形債権の範囲で、手形授受の実質関係上利得した手形債務者に対して存する既存債権と同じ内容の権利を手形債権者に行使せしめ、または、既存債権が手形の利用により消滅したときは、手形を用いなければ消滅しなかったはずの既存債権と同じ内容の権利を行使せしめ、これにより手形授受の関係者全員にとってその手形関係および実質関係を終了せしめ、衡平にかなう解決を与えようとするものである⁽⁴⁹⁾と言える。

- (30) 大判大正二・二・二一民録一九輯九〇頁。
- (31) 田中(耕)一九七頁、大判昭和五・九・一七民集九卷一〇号八一二頁。
- (32) 鈴木・判民昭和五年度七八事件二八二―二八三頁、鈴木三一〇頁、田中(誠)二七二頁、山尾六三頁、伊沢五二頁、大隅〓河本四一―一頁、石井〓鴻一四〇頁、浜田一三四頁、鴻一六二頁、河本二三三頁、最三小判昭和三一・二・七民集一〇卷二号二七頁。
- (33) 北沢「利得償還請求権」商法演習(旧版)Ⅲ二〇五頁(この論文は以下では著者名のみで引用する)。
- (34) 松本九六頁、大判昭和五・九・一七民集九卷一〇号八一二頁。
- (35) 大隅・民商四一卷五号七四八頁、升本・判例評論二〇号一六頁、浜田一三五頁、北沢二〇四―二〇五頁、鴻一六四頁、河本・商事法務一五八号一三頁、船山・法学一八卷二号二七四頁、前田・法協七七卷二号二二八頁(この論文は以下では著者名のみで引用する)、北村・ジュリスト一八四号三九―四〇頁。最三小判昭和三四・六・九民集一三卷六号六六四頁。
- (36) 平出「手形債権移転行為の相対的有因性」石井先生追悼商事法の諸問題四三五一―四三八頁・四五二―四五四頁。
- (37) 浜田一三九頁、鴻一七四頁。
- (38) 田中(誠)二七四頁、納富一三三頁、伊沢五〇頁、石井〓鴻一四二頁、浜田一三四頁・一三六頁(四)・一四〇頁。
- (39) 鈴木三一―一頁(六)、大隅〓河本四〇九頁。
- (40) 一(8)二五―二六頁。
- (41) 浜田一五一―一五二頁(一五)、なお、大判昭和六・一二・一民集一〇卷一二号一一四九頁参照。
- (42) 木内「利得償還請求権の制度的な再検討」法学新報七八卷四・五・六号一七二頁。
- (43) 山尾九六頁。
- (44) 鈴木三一―一頁。
- (45) 大判昭和一六・六・二〇民集二〇卷一四号九〇〇頁、最三小判昭和三八・五・二一民集一七卷四号五六〇頁。
- (46) 最三小判昭和四〇・四・一三判例時報四一三号七六頁。
- (47) 小町谷・判民昭和一六年度五九事件二六二頁、田中(誠)二七八頁、伊沢・手形法・小切手法二三六―二三七頁、石井〓鴻一四四頁、浜田一四五頁、鴻一七四頁。

(48) 大判大正二・四・一四民録一九輯二三六頁。

(49) 平出「手形法上の利得償還請求権の性質」前掲一四三頁。

三 利得償還請求権の行使

(1) 利得償還請求権の立証と手形の所持

利得償還請求権を行使するためには、自己の有した手形上の権利が手続の欠缺または時効によって消滅したこと、およびこれにより手形上の義務を免れた者が利得を有することを立証することを要し、⁽⁵⁰⁾ また、利得額は手形金額と同額であると推定されるものではないから、⁽⁵¹⁾ その利得の額をも立証しなければならない。⁽⁵²⁾ または、当初の利得償還請求権者が手形上の義務を免れた利得者に対しその利得額について取得した利得償還請求権を自己が有効に譲受けたものであり、この権利の譲受をもって利得償還義務者に対抗しうる旨を立証しなければならない。

利得償還請求権を行使するためには、かかる立証をもってたりるのか、さらに手形の所持をも要するののかについては争いがある。

多数説・判例によれば、利得償還請求権は指名債権であり、失効した手形はこの権利を証明する証書にすぎず、この権利の行使には手形の所持を必要とせず、手形を喪失しても除権判決を得る必要はないものと解されている。⁽⁵³⁾ この立場からは、手形または除権判決は民法四八七条所定の「債権の証書」と言うことを妨げないから、利得償還義務者は全部の弁済をなしたときはその交付を請求しうるが、⁽⁵⁴⁾ 手形または除権判決の存在しない場合にはその交付を請求しえず、利得償還請求権の行使と手形または除権判決の交付とは同時履行の関係に立つものではないと解されている。⁽⁵⁵⁾

これに対して、利得償還請求権を手形上の権利の変形物と解する権利の性質論から、⁽⁵⁶⁾ または、手形は輾転流通するのであるから、利得償還請求を受ける債務者の立場を考えると、その利得償還請求権を有する正当権利者を確認し、二重の支払を避けるために手形の回収を認める必要がある、また、手形が有効な間に生じているかもしれない善意取得者を保護するために必要であることを理由に、⁽⁵⁷⁾ または、手形が少くとも利得償還請求権の発生前に手形上の権利を表章する有価証券であったから、実質的権利者と称する者が手形を所持することなくして自己が実質的権利者であり、他に善意取得者がいないことを立証することはきわめて困難であつて、もし利得償還請求権の行使に手形の所持を要しないとすれば、公示催告による除権判決をうることが許されなくなるとして、実質的権利者と称する者・善意取得者・債務者それぞれ⁽⁵⁸⁾の利益衡量から、利得償還請求権の行使には手形の所持または除権判決が必要であると解する少数説も有力に主張されている。⁽⁵⁹⁾

利得償還請求権者は、手形上の権利を失った当時自己が手形上の権利者であつたことを立証できれば、利得償還請求権を行使するためには手形の所持を要しないものと解しても、不当な結果を生ずることはないようにも見える。しかし、少数説が主張するように、利得償還請求権は、有価証券たる手形上の権利者がその手形上の権利を失うことによつて取得する権利であることを重視しなければならぬ。

支払拒絶証書作成期間経過前に手形を紛失した手形上の権利者が、手形上の権利の消滅当時自己が権利者であつたこと、即ち、他人によつて善意取得されていなかったことを立証することは、手形の所在が不明である限り不可能である。多数説の立場からは、善意取得者がいないことを立証しうる限り、利得償還請求権の行使には手形の所持またはこれに代わる除権判決を要しないと主張される。⁽⁶⁰⁾ 支払拒絶証書作成期間経過後または支払拒絶証書作成後に手形を喪失した場合には、善意取得の可能性はない。銀行に取立を委任した手形上の権利者が支払拒絶により手形の返還を受けた後

に手形を喪失した場合や、手形の盗取者が呈示期間中手形の所持を継続していたことが判明した場合⁽⁶¹⁾のように、善意取得の可能性がないことを立証しうる場合もある。しかし手形は流通期限後も裏書により譲渡しうるものであり、この譲渡には債権譲渡の通知が對抗要件として要求されるものではない。従って、手形の所持を失った者が手形債権消滅時の権利者として利得償還請求権を行使するためには、かつて手形上の権利者であったことと善意取得の可能性がないことを立証するのみならず、手形を喪失するまでに誰にも手形を譲渡しなかったことも立証しなければならぬが、かかる消極的立証は著しく困難である。

(2) 善意取得者および利得償還義務者の保護

手形を所持しないで自己の利得償還請求権を立証しうるのは、このように非常に限られた場合のことになるが、立証しうるような場合にも、立証のみで当然に権利を行使しうると解するならば、どの程度の立証があれば請求に応ずべきかについて、利得償還義務者は危険を負担せざるをえないことになり、利得償還義務者の免責を容易に認めれば、もし善意取得者がいればその利益が害されることになる。多数説をとる者のなかには、手形上の権利を善意取得した者であっても、本来権利を行使すべきものと定められた期間内に権利を行使しなかつたために、その権利が利得償還請求権に変わってしまった者については、本来の手形所持人に与えられるべき保護をそのまま与える必要はないとして、簡易な私的公示催告を提案し、これによって権利を主張する者に簡単な立証方法を認めると共に、これに償還した義務者の免責を認める見解もある⁽⁶²⁾。しかし、善意取得者よりも手形喪失者の利益を尊重すべき理由はなく、また、私的な簡易な公示催告をもって相当な立証方法と認めるべき根拠もない⁽⁶³⁾。また、利得償還請求権の行使に手形を要しないとすれば、公示催告による除権判決をうることが許されなくなるから、大部分の場合に最も有力な立証方法を奪うことになり、善意取得者の利益をも害することになるが、手形の所持または除権判決を要するものとすれば、手形喪失者および善意取得

者の正当な利益をまもりうるのみならず、これと引換に支払う利得償還義務者の利益をもまもりうることになる。⁽⁶⁵⁾

(3) 利得償還請求権の有価証券性

利得償還請求権の行使には手形の所持または除権判決が必要であると解することは、関係者間の利益衡量上最も適切な結論であるにとどまらず、利得償還請求権の性質からも肯定されなければならない。

原因債務の履行のために約束手形の振出を受けた受取人が、原因債権に伴う担保権を実行するために原因債権を行使するような場合には、手形の返還が必要であって、振出人は手形と引換に原因債務を履行すべき旨の抗弁をなしうるが、かかる引換性・受戻性は振出人を二重弁済の危険から保護するためのもので、一種の同時履行の抗弁であるから、受取人が振出人に二重弁済の危険の生ずる可能性のないことを立証すれば、手形を返還しなくても原因債権の行使を認めることができよう。この場合にも、手形を喪失した受取人は、振出人に二重弁済の危険のないことをいかなる場合にいかなる方法で立証しうるかについて、同様の問題が生じうる。しかしこの場合の原因債権は、特定の当事者間における原因関係上の契約によって生ずる通常の指名債権であるから、受取人は、振出人に二重弁済の危険のないことを立証しうるならば、除権判決を得なくても原因債権を行使しうる。

しかしながら、利得償還請求権は、その内容の面においては、手形債務を免れた利得者に対する原因債権と同じであっても、その帰属主体は、原因債権者とは異なり、輾転流通する手形上の権利の帰属していた者であるから、利得償還請求権を取得する者の特定方法は手形上の権利者の特定方法と同じでなければならない。手形上の権利は、流通期限後であっても裏書によって譲渡されるものである。裏書禁止手形の場合には、債権譲渡の通知が對抗要件として必要となるが、手形上の権利の譲渡には効力要件として手形の交付が必要であることは、通常の手形と同様であり、手形上の義務の履行請求には効力要件として手形の呈示が常に必要である。このような手形上の権利のもつ有価証券性は、手形上

の権利者がその権利を失うことによつて取得する利得償還請求権の所在についても及ぶものと解さざるをえない。従つて、利得の償還請求には効力要件として常に手形の呈示が必要であり、手形を喪失した場合には、利得償還請求権者は、たんに自己の権利の立証方法の一つとして公示催告による除権判決を利用しようとはなく、手形を呈示しえない限り、例外的に自己の権利を立証しうる場合を含めて、常に手形の呈示に代わる除権判決が必要であると解すべきである。利得償還請求権を取得した後に手形を喪失した場合にも、同様に除権判決が必要である。

手形上の権利を失つた者が利得償還請求権を行使するためには、自己の有する利得償還請求権を立証しなければならぬが、裏書の連続する手形を呈示することにより手形上の権利者としての形式的資格を証明すれば、利得償還請求権者としての形式的資格も認められ、これを信頼して請求に応じた利得償還義務者は重過失がなければ免責されることになる。手形を呈示しえなくても、除権判決をえれば、同様に形式的資格が認められる。利得償還請求権の制度は、手形上の権利を失つた者を保護するためのものであるが、手形を喪失した者の便宜をはかるものではないから、例外的に自己の権利を立証しうる場合であっても、除権判決を得なければこれを行使しえない。

利得償還義務の履行地については、これを一般の指名債権と解する多数説の立場に立つ者も、義務者にとつて利得償還請求権者が誰であるかを確知しえないから、手形上の義務と同様に取立債務であつて、その履行の場所は義務者の営業所または住所であり、義務者は利得償還請求があつて始めて遅滞に付されるものと解している。⁽⁶⁶⁾ 利得償還請求権は、手形上の権利が消滅するまで輾転流通した手形に表章され、かつ、後述のように利得償還請求権は手形の裏書によつて譲渡しうるものであつて、手形上の権利の有価証券性は利得償還請求権の所在についても及ぶものと解すれば、かかる結論は当然のことと言えよう。

- (50) 大判大正九・一・二九民録二六輯九四頁。
- (51) 大判明治三三・五・三一民録六輯五卷一・二二頁、同明治三八・一〇・二八民録一・一輯一三九二頁、同大正九・三・一民録二六輯二一三頁。
- (52) 大判大正六・七・五民録二三輯一・二八四頁。
- (53) 伊沢五三頁、大隅・民商四一卷五号七四九頁、大隅Ⅱ河本四一五頁、石井Ⅱ鴻一四六頁、升本・判例評論二〇号一七頁、鴻一七七頁、河本・手形研究一九号八一九頁、船山・法学一八卷二号二七六一・二七七頁、高窪・判例評論七六号二六頁、北村・ジュリスト一八四号四〇頁。利得償還請求権の譲渡につき、鈴木三二一頁、大判大正四・一〇・一三民録二一輯一六七九頁、同昭和五・七・四新聞三一六三号六頁。
- (54) 伊沢五三頁。
- (55) 北村・ジュリスト一八四号四〇頁。
- (56) 田中(誠)二七九頁、浜田一六一頁、松元・手形研究二五号一七頁。
- (57) 田中(誠)二七九―二八〇頁。
- (58) 北沢二〇七―二〇八頁、浜田一五七頁、服部七四一―七四二頁、田中(昭)・手形小切手判例百選(新版・増補)一三三頁
- () の論文は以下では著者名のみで引用する、前田二二九頁、前田「利得償還請求権」学習院大学法学部研究年報11七―一頁。
- (59) なお、松本九六―九七頁は、除権判決のある場合を除いて、義務者は手形と引換にのみ利得の償還をなすべきものとする。納富一三二頁、一一三六頁は、手形の占有は利得償還請求権行使の要件であり、除権判決を得た者は利得償還請求権を行使しうるとするが、納富一三三頁註七は、除権判決は手形上の権利のために求めうるにとどまり、手形上の権利が消滅すれば、利得償還請求権のためにこれを求めることはできないものと解している。
- (60) 大隅・民商四一卷五号七四九頁、高窪・判例評論七六号二七頁。
- (61) 高窪・判例評論七六号二六頁、北村・ジュリスト一八四号四〇頁。
- (62) 大隅Ⅱ河本四一五頁、河本・手形研究一九号九頁、同・手形小切手判例百選(新版・増補)一三二頁、高窪・判例評論七六号二七頁、同「利得償還請求権と証券の所持」ジュリスト学説展望二一五頁。

(63) 北沢二〇八頁、浜田一五七頁、服部七四三頁。

(64) 鈴木「除権判決」民事訴訟法講座五卷一四七一—一四七六頁。

(65) 北沢二〇八頁、前田二二九頁、前田「利得償還請求権」一〇—一一頁。

(66) 浜田一五九頁、鴻一八〇頁、河本二四八頁。

四 利得償還請求権の譲渡

(1) 債権譲渡の通知と手形の交付

利得償還請求権の譲渡は、通説によれば、指名債権の譲渡方法によってなされ、裏書の方法によりえないものと解されているが、⁽⁶⁷⁾手形の交付の要否についてはあまりふれられていない。しかし、利得償還請求権の行使には手形の所持を要しないと解するならば、その譲渡についても手形の交付を要しないのは当然のことである。⁽⁶⁸⁾その行使に手形の所持を要するならば、その譲渡にも手形の交付を要することになり、従って、その譲渡方法は裏書禁止手形のごとき記名証券の譲渡方法と同一になる。⁽⁶⁹⁾判例は、利得償還請求権は法律の規定によって付与された指名債権であって手形上の権利ではないから、その譲渡は当事者の合意のみによって成立し、その譲渡に当って手形の所持をとまなうことを要せず、⁽⁷⁰⁾手形の裏書によっては譲渡しえないから、民法四六七条の手続をふまなければ債務者に対抗しえないものと解している。⁽⁷¹⁾前述のように、利得償還請求権は、利益衡量からみた結果の妥当性からも、また、その所在の面における性質からも、その行使には手形の呈示を必要とするものであるから、その譲渡にも効力要件として手形の交付が必要である。もし譲渡には手形の交付を要しないものと解すれば、手形上の遡求権が消滅した場合にその遡求義務者が利得を有すると

きは、手形の期限後裏書により主たる義務者に対する手形上の権利を被裏書人に譲渡しながら、遡求義務者に対する利得償還請求権を別人に譲渡するという不当な結果が生じうることになる。⁽⁷²⁾ さりとて、かかる不当な結果が生じえないようにするために、利得償還請求権はすべての手形上の権利が消滅したときにはじめて発生しうると解すべきものではない。この点からも、利得償還請求権はその行使および譲渡に証券（手形）を必要とするものであって、その有価証券性が肯定されなければならない。

(2) 手形の裏書による譲渡

少数説は、利得償還請求権の譲渡に手形の交付を要するものと解しているが、その多くは、手形の裏書による譲渡を認めず、裏書禁止手形と同様の記名証券性を認めるにとどまっている。⁽⁷³⁾ これに対して、利得償還請求権は、手形上の権利が一たん消滅して利得の存在および限度で復活したものであると解することにより、消滅した手形上の権利と同様に、その復活した利得償還請求権は手形証券に表章され、手形証券の裏書交付によって譲渡されると主張して、期限後の手形と同様の指図証券性を認める見解もある。⁽⁷⁴⁾ この見解が利得償還請求権の一般的・抽象的な、しかも比喩的な性質論によってその指図証券性を論ずることには賛成しえないが、具体的な法律関係について説くところは傾聴すべきものである。

利得償還請求権に記名証券性を認める説は、利得償還請求権は手形上の権利と異なり輾転流通することを当然に予定されているものではないから、単なる裏書交付のみでは譲渡しえないとするが、⁽⁷⁵⁾ 裏書による譲渡は必ずしも権利の流通性を促進する必要がある場合にのみ認められるものではない。手形の流通期限経過後においても、期限後裏書のように、人的抗弁を切断する効力や担保的効力もなく、善意取得も認められないが、裏書のみによる譲渡が認められている。記名証券性と期限後裏書にみられる指図証券性との間には、あまり大きな差異は存しないが、記名証券とすれば、債権譲

渡の通知が對抗要件として必要であるから、債務者は通知のつど譲受人を確知しうるが、指図証券とすれば、債務者はこれを確知したいという違いが生じ、譲渡のつど人的抗弁が累積しうる場合には、記名証券の方が白地式裏書も認められる指図証券よりも債務者にとつては有利になるとも考えられる。しかし、手形が指図証券である限り、手形上の権利の消滅によつて利得償還請求権を取得する最初の権利者を義務者は確知しがたいから、その後の譲渡に通知を要求しても、それほど意味があるともいえない。⁽⁷⁶⁾

利得償還請求権の譲渡には手形の交付が必要であるから、譲渡の通知には確定日付は不要であり、譲渡人が手形に通知書を添付し、譲受人は証券と共に通知書を呈示して権利を行使することも認められ、通知書の譲受人の指定を白地にしておくことも認められよう。⁽⁷⁷⁾ さらに、通知を手形に記載することも認められよう。従つて、記名証券に裏書をして譲渡した場合には、かかる裏書には指図証券ではないから資格授与の効力は認められないが、譲渡の意思表示と譲渡通知の記載としての効力を認めうるものであり、譲受人は、かかる証券を受領しこれを債務者に呈示すれば、記名証券を有効に譲受け、かつ譲渡通知が債務者に到達したものととして、証券上の権利を行使しうるが、債務者は、証券の呈示により譲渡通知が到達するまでに生じた譲渡人に対する抗弁事由をもつて譲受人に対抗しうることになる。⁽⁷⁸⁾ このように解すれば、記名証券の場合には指図証券と異なり通知が必要であるという差異は重要性を有しない。

指図証券の裏書には資格授与の効力が認められる点において、記名証券性と期限後裏書にみられる指図証券性との間に差異が存するが、利得償還請求権の場合に、当初の権利者が期限後裏書により形式的資格が認められるのみならず、利得償還請求権を譲受けた者にも形式的資格が認められれば、権利者と義務者の双方に平等の利益が与えられることになる。利得償還請求権者は、手形の所持を失つた場合には、手形の所持人による利得の償還請求に応じた悪意・重過失のない償還義務者が免責されることにより不利益を受けうるが、利得償還請求権の善意取得は認められないから、手形

の返還か利得償還金の返還を求めうることにより、その利益は十分に保護されているものと解しうる。

このように考えてみると、裏書禁止手形の場合には、利得償還請求権に指図証券性を認める理由はないが、手形が指図証券であった場合には、利得償還請求権にも、手形上の権利が消滅した時点において認められたと同様の、期限後裏書にみられる指図証券性を認めるのが妥当である。利得償還請求権の性質から考えても、この権利は、指図証券たる手形上の権利の帰属主体がその権利を失うことによって取得するものであるから、この権利の当初の帰属主体の特定方法は消滅した手形上の権利の帰属主体の特定方法と同じでなければならぬのみならず、その後の帰属主体の特定方法も同様に解し、権利の行使方法も譲渡方法も共に期限後裏書のなされる手形上の権利と同様に解すべきであろう。従って、遡求義務者に対する利得償還請求権が成立する場合には、手形は手形上の権利と利得償還請求権とを共に表章し、これらの権利は共に手形の裏書によって譲渡されることになる。

(67) 松本九五頁、田中(耕)一九六頁、竹田五五頁、伊沢・手形法・小切手法二二三頁、鈴木三一頁、大隅六二頁、石井Ⅱ鴻一四六頁。

(68) 大隅Ⅱ河本四〇八頁・四一二頁、鴻一七六頁、高窪「利得償還請求権と証券の所持」前掲二一五頁。

(69) 田中(誠)二七九頁、浜田一六一頁、北沢二〇九頁、前田二二九頁、田中(昭)一三二—一三三頁。

(70) 大判昭和五・七・四新聞三一六三号六頁。

(71) 大判大正四・一〇・一三民録二二輯一六七九頁。

(72) 服部七四八頁。

(73) (69) 参照。

(74) 服部七五一—七五二頁。

(75) 前田二二九頁。

(76) 服部七四六—七四七頁。

(77) 鈴木三〇一三二頁(二二)、平出・商事判例研究ジュリスト七〇六号一六一頁。
 (78) 平出・ジュリスト七〇六号一六一頁、同・商行為法一八五―一八六頁。

五 利得償還請求権の消滅時効

(1) 学説・判例の推移

利得償還請求権の消滅時効については特に規定がない。大審院の判例は、一貫して、それが手形行為によって生ずるものではないことはもちろん、その他何らの商行為によって生ずるものでもないことを理由に、普通債権に対する時効を適用し、その権利を行使しうべき時から一〇年の経過により消滅するものとし、手形債権が特別時効によって消滅する以上は、利得償還請求権に普通債権の一〇年の時効を適用しても、手形債務者は完全に時効の利益を享受しないものということはできないとしている。⁽⁸⁰⁾

学説も、古くは、利得償還請求権は、権利者と義務者との間に直接法律行為上の関係を必要としなから手形授受の原因関係から発生する権利ではなく、手形上の権利でもなく、手形上の権利の残存物とも認められず、衡平の見地から法律の規定によって特に認められた一種特別の請求権であるとして、⁽⁸¹⁾あるいは、利得償還請求権が商行為上の債権でないことは、殊に商行為を制限的に列挙しているわが商法のもとでは明瞭であるし、また、利得の証明は極めて困難であることや、手形債権が消滅しても他に救済方法のある場合にはこの請求権が生じないことなどから、一〇年の時効は實際上も債務者にさほど酷なものではないとして、⁽⁸²⁾判例を支持していた。もっとも、解釈論としては一〇年説をとりながら、立法論としては一〇年は長きに失し、明文をもって三年または五年程度に短縮するのが至当であるとするとするものもあ

った。⁽⁸⁸⁾

その後の学説の推移を見ると、利得償還請求権の性質を従来の学説と同様に解しながら、その消滅時効については、一〇年説をしりぞけて五年の商事時効（商法五二二条）にかかるものと解する説が有力に主張された。⁽⁸⁴⁾これに対して、手形債権が消滅して利得償還請求権が発生するのは、既存の法律関係の形式的変更であって、既存の債務関係が実質的に変更を受けたものということはできず、従って、債務関係の本体は形式上は非手形関係に変わっても、商行為より生じた債務関係たる性質は依然として存続するものと見なければならぬとし、また、利得償還請求権の消滅時効を民法の規定により一〇年とすれば、手形時効の三年を加えて一三年の時効期間は民法の普通債権より長いのみならず、決済の敏活を重んずる取引の実際と商事時効の精神にもとること甚だしいとして、五年説が主張された。⁽⁸⁵⁾その後、利得償還請求権をもって、手形上の権利ではないが、実質的には手形上の権利の変形物ないし残存物と解する立場が有力となり、時効期間も、商行為によって生じた債権に準じて、⁽⁸⁶⁾手形行為の商行為性を受けて、⁽⁸⁷⁾または商行為による債権として、⁽⁸⁸⁾五年と解するようになり、五年説が現在の通説となっている。このような学説の推移に依じて、判例も五年説をとるようになった。⁽⁸⁹⁾

学説には、さらに、解釈論としては五年説をとりながら、立法論としては、ドイツ法のように消滅前の手形上の権利の消滅時効期間にあわせるべきであるとする主張や、⁽⁹⁰⁾一応五年の商事時効と解しながら、三年の手形時効に服すると解しうる旨を示唆するものや、⁽⁹¹⁾これにとどまらず、解釈論として三年を主張する見解もある。⁽⁹²⁾

(2) 既存債権の消滅時効期間

手形取引による権利関係の迅速な決済をはかるために、利得償還請求権の消滅時効期間をなるべく短くしようとする解釈的努力は評価すべきものである。しかしながら、一般に主張されているように、立法論としては絶対的商行為を認

めるべきではなく、従って、解釈論としても商法五〇一条を制限的に解釈すべきであって、一〇年の民事時効の規定の適用を免れるために、商法五〇一条四号を拡張解釈して五年の商事時効の規定を適用することには躊躇を感じる。また窮余の一策として拡張解釈をし五年説をとっても、手形上の主たる債務者についていえば、手形債務の消滅時効期間三年を加えて八年は、やはり長すぎるともいえよう。

学説のなかには、解釈論として三年を主張する見解もあるが、手形上の権利が手続の欠缺によって消滅した場合はともかく、時効によって消滅した場合にも、利得償還請求権が実質的には手形上の権利の残存物ないし変形物であること
を理由に、その時効期間を手形上の権利と同様に三年と解することは困難である。また、統一契約自体が直接規定する
権利と異なり、統一契約の留保条項に基づいて締約国が自治的に規定する利得償還請求権については、ドイツ法が三年
の消滅時効を規定していることにより、規定のないわが国でも三年と解するのが条理にかなうと主張するのは無理であ
る。⁽⁹⁴⁾あるいは、五年説をとりつつ、利得償還請求権の時効期間は手形上の権利の消滅のときから五年とせず、手形上の
権利とその変形たる利得償還請求権と合わせたものが五年の商事時効に服すると解しえないものかという問題提起もあ
る。⁽⁹⁵⁾これは、利得償還請求権を手形上の権利の変形とみる考え方を徹底させて、同一の手形行為によって手形上の権利
と、法定条件つきでその変形たる利得償還請求権との両者が生ずるという見解に基づくものであろう。⁽⁹⁶⁾しかし、手形債
権は記載文言による無因的抽象的な権利であるが、利得償還請求権は有因的具体的権利であって、両者はその内容の面
においては性質が異なるものである。従って、このように性質の異なる権利が同一の手形行為によって生ずるものと解
するのは困難である。

利得償還請求権は、手形債権が消滅した場合に、衡平の見地から手形債権者に手形法が特に与えた特別の権利である
が、手形債権者の利益の保護のみをはかるためのものではない。手形債務者は、手形債務の履行を請求される場合に

は、当然に人的抗弁の切断という不利益を受けるが、手形債務を免れた者に対して衡平の見地から特に認められる利得償還請求権の場合には、手形授受の実質関係上履行することを要した既存債務よりも不利益を受けるべき理由はない。利得償還請求権は、手形授受の直接当事者間のみ認められるものではないから手形債権者の有する実質関係上の既存債権ではないが、内容的には、手形債権の残存物ないし変形物ではなくて、手形債務を免れた利得者に対する実質関係上の既存債権の変形物と解すべきである⁽⁹⁷⁾。従って、利得償還義務者は、時効の抗弁を含めて、既存債務についての抗弁をもって利得償還請求に対抗しうるものと解すべきである。

このように解すると、利得償還請求について独立に消滅時効を考へるべきではなく、その時効期間は利得償還義務者に対する既存債権の消滅時効期間によることになる。従って、かかる既存債権が商行為によって生じたものであるため五年の時効で消滅すれば、利得償還請求もこれにより消滅することになる。もし、既存債権が一般の民事債権であるため一〇年の時効で消滅すれば、利得償還請求もこれにより消滅することになる⁽⁹⁸⁾。

(79) 大判明治四五・四・一七民録一八輯三九七頁、同大正八・二・二六民録二五輯三八一頁、同大正一〇・二・一六民録二七輯三一四頁。

(80) 大判大正一〇・二・一六前掲。

(81) 松波・日本手形法三三五頁、青木・改正手形法論二〇一頁、松本九三頁・九五頁、竹田・論叢二卷五号七〇一頁・同一〇巻一
号八八頁。ただし、竹田五五頁参照。

(82) 中川(善)・判民大正一〇年度二〇事件六一頁。

(83) 升本・手形小切手法論三六〇頁。なお、佐藤「利得償還請求権の消滅時効」成蹊法学八号九五―九六頁。

(84) 田中(耕)一九四―一九五頁、小町谷五五―五六頁、山尾六四―六五頁、大隅六二頁、納富・手形法小切手法論一八八頁。

(85) 平野・判民大正一〇年度二〇事件六二―六三頁。

- (86) 伊沢・手形法・小切手法二三三頁。
- (87) 鈴木三一頁。
- (88) 石井∥鴻一四五頁、田中(誠)二七一頁、服部・手形・小切手法一六三頁。
- (89) 最二小判昭和四二・三・三一民集二一卷二号四八三頁、最二小判昭和四六・四・二三金融法務六二一号三六頁。
- (90) 鴻一八一頁。
- (91) 大隅六二頁、同「手形の時効」伊沢先生還曆記念判例手形法小切手法五一―五二二頁、大隅∥河本・増補手形法・小切手法四一二頁。
- (92) 喜多川「手形時効」手形法・小切手法講座5一一九頁、浜田一六三頁。
- (93) 喜多川「手形時効」前掲一二二頁(一四)。
- (94) 鴻四六六―四六七頁。
- (95) 北沢・民商五七卷四号五九五頁。
- (96) 北沢・前掲論文五九四頁参照。
- (97) 二(8)三九―四〇頁。
- (98) 平出・商法(総則・商行為)判例百選一三九頁。

«Summaries of Contents»

Right of Reimbursement of Benefit under the Law of Bills and Notes

Yoshimichi HIRAIDE*

A right of reimbursement of benefit under the Law of Bills and Notes is different from a right to demand the return of benefit without legal cause under the Civil Code. The leading theory and the judicial precedent in Japan understand a right of reimbursement as a special right given by the Law of Bills and Notes to the holder of a bill/note, who has lost his rights arising out of a bill/note because of his failure to take requisite proceedings or of prescription, in order to coordinate an interest among the parties of negotiation of a bill/note in view of equity. But according to the theory of the minority, the right of reimbursement is understood as the alteration or the residuum of rights arising out of a bill/note in its substantial nature. There is no common understanding of the requirements for getting, transferring and exercising a right of reimbursement.

When any of rights arising out of a bill/note has been extinguished on account of any failure to take requisite proceedings or of prescription, it should be understood that the holder of the bill/note may claim reimbursement of benefit against any of the drawer, acceptor or endorsers, who has got benefit in the background of drawing, accepting or endorsing the bill/note, even if the holder may exercise other rights, arising out of the bill/note or of a contract in the background, against other parties of the bill/note. A

* Professor of Nagoya University, Faculty of Law. J.D.



right of reimbursement of benefit should be understood, in its substantial nature, as the alteration of a right arising out of a contract in the background. In other words, when the holder of a bill/note has lost his right arising out of it against a party who has got benefit in the background, he is entitled by the Law of Bills and Notes to exercise a right of other party, arising out of a contract in the background, against the party who has got benefit in the background, in order to settle all problems among the parties of a bill/note, arising out of it and of contracts in the background. Therefore, a right of reimbursement should not be more than a right arising out of a contract in the background, and a period of prescription should be the same.

Since only the holder is entitled to reimbursement, the way of exercising the right should be the same as of a right arising out of a bill/note, and the way of transferring it should be the same as a bill/note after maturing.